

## 第3回狩野川流域委員会 議事要旨（案）

日時：平成28年3月4日（金）14:00～16:00  
場所：プラサ ヴェルデ301・302会議室

### 1. 挨拶

- ・中部地方整備局沼津河川国道事務所長
- ・狩野川流域委員会 田中博通委員長

### 2. 第1回、第2回狩野川流域委員会での意見及び意見に対する回答

- ・事務局より第1回、第2回狩野川流域委員会での意見及び意見に対する回答について説明し、意見はありませんでした。

### 3. 議事

#### (1) 狩野川水系河川整備計画の課題について

事務局より狩野川水系河川整備計画の課題について説明し、主に次のような意見をいただきました。さらに、課題を踏まえて整備計画を変更することに了承頂きました。

- ・豪雨、巨大地震のリスクに対する課題が挙げられているが、現整備計画との関係はどうなっているのか。現行の整備計画から削除するメニューはあるのか。  
→現整備計画メニューを減らすのではなく、社会情勢の変化を踏まえ、新たに追加・検討すべき課題を挙げて、検討するものである。
- ・現整備計画の期間は変えるのか。  
→「今後概ね30年間の整備」としている目標については変更しない。
- ・水防災意識社会再構築ビジョンは平成32年目途にとあるが、整備計画期間との整合はどうなっているのか。  
→水防災意識社会再構築ビジョンは当面5年間、「洪水を安全に流すためのハード対策」と「危機管理型ハード対策」を進めるもので、狩野川でも河道掘削等の流下能力対策、堤防裏法尻の補強を実施する。これらの取り組みは、基本的には整備計画に位置づけるものである。
- ・現整備計画では、「一部区間で計画堤防断面に対し高さや幅が不足している箇所が残り、現行整備計画の目標流量を安全に流すことができない」とあるが、これはなぜか。流量が変わったのか。  
→現整備計画策定時、事業箇所が多数であったため、優先順位を整理する中でこの箇所は整備メニューに入らなかった。
- ・河川水辺の国勢調査の実施頻度は何年に1回やるのか。  
→魚類、底生動物は5年に1回、植物、鳥類、陸上昆虫類は10年に1回実施する。  
ただし、河川環境基図は5年に1回作成する。
- ・「狩野川を特徴づける生物41種のうち昆虫類で近年確認されない種が存在していること」、「狩野川では特定外来生物10種が確認されており、近年は植物の確認種が増加傾向にあること」を課題に挙げている。しかし、現整備計画では、「狩野川の鮎の生息環境の保全に努める」と記載されており、課題と現整備計画の内容の整合が取れていないのではないか。  
→鮎の遡上の状況や生息数についてはモニタリングを実施し、整備計画で目標としている生息環境の保全については現地にて確認している。資料に挙げている課題は、この10年間で社会情勢、河川

情勢により大きく変化したものを取り上げている。

## (2) 狩野川水系河川整備計画の対応方針（案）について

事務局より狩野川水系河川整備計画の対応方針（案）について説明し、主に次のような意見をいただきました。さらに、狩野川水系河川整備計画の対応方針（案）について了承いただきました。

- ・危機管理型ハード対策として、ねばり強い堤防とするために、堤防裏法尻の補強とあるが、どこで実施するのか。  
→狩野川左岸27.0キロポスト付近で890mに渡り実施する予定である。
- ・川筋が曲がっている箇所は、遠心力により水位差が生まれ、流速が早くなり、堤防が吸い出しを受けて破堤することもある。よって、このような箇所は堤防の亀裂等が無いか特に注意深く確認しておく必要がある。
- ・堤防の幅不足は、堤防の近くに住居が密集していて整備できない箇所もある。全ての箇所を計画堤防断面に整備することは可能か。  
→方向性としては、可能な限り計画堤防断面整備にもっていきたい。しかし、狩野川の下流域は堤防と家屋が近接しているため、土堤で計画堤防断面を確保することは難しく、三面張り堤やパラペット堤などの特殊堤を整備している。一方、中流から上流域は可能な限り計画堤防断面を確保した土堤を整備していく。
- ・将来的には堤防断面を改善するが現状維持せざるを得ない箇所、早々に計画堤防断面を整備できる箇所、防災ステーションなど場所ごとのメニューが見えたとわかりやすい  
→具体的なメニューについては、整備計画の変更を承認頂いた場合に、次回の委員会にて提示したい。なお、メニューについては、上下流のバランスも考慮して検討していく。
- ・総合雨水排水対策については、全体のイメージが記載されているのみである。次回委員会までには具体的な内容を詰めていく必要がある。  
→アクションプランの具体的なメニューとしては、国は排水機場のポンプ増設、県・市町は河川改修や貯留施設の整備などがあるので、各機関ができることを整理する。
- ・家屋倒壊危険区域の設定について、今後は設定された区域は居住できなくなるのか。川の近くは土地代も安く、すでに生活の場としている方も多い。  
→全国の直轄河川で、想定される最大の規模の降雨での氾濫・被害を検討し、家屋倒壊危険区域を設定するが、これは住民の立ち退きではなく、避難を促すものである。
- ・河道内樹木の有効活用を検討すべき。国土交通省として、発電や熱源に活用することはできないか。  
→公募により一般の方に伐採・利用を含めて行っていただいた例があるが、希望者がいない場合もある。国交省が樹木を使いやすく切り出した上で、希望者を募るなど、活用しやすいように工夫をしている事例もある。

## (3) 今後の進め方について

事務局より今後の進め方について説明し、意見はありませんでした。

## 4. 閉 会